

令和3年9月24日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長

県立学校の対応について（通知）

県立学校においては、8月25日付「三重県緊急事態措置に伴う県立学校の対応について」及び、9月9日付け「三重県緊急事態措置の延長に伴う県立学校の対応について（通知）」等に基づいた、児童生徒の接触機会をできる限りなくすなどの対応により、新規感染者数は減少傾向となっています。

このことを踏まえ「三重県緊急事態措置」解除後の通常登校に向け、段階的に準備を進めるため、9月27日から30日までの期間、下記の対応をできることとします。

記

（1）教育活動

地域や学校の特性、児童生徒の状況等を踏まえ、分散登校を実施できることとする。なお、分散登校を実施する場合、高等学校、特別支援学校とも昼食をはさむ教育活動を可能とし、高等学校においては全学年が一斉に登下校することがないようにする。

（2）学校行事

修学旅行、遠足、運動会、体育祭、文化祭は延期とする。

（3）部活動

部活動は原則中止とする。上位大会の日程の都合上や競技の特性上、延期できない公式大会に出場する学校（団体及び個人）に限り、大会開催日の2週間前から、オンライン学習等の終了後、自校内において部活動ができるものとする。活動日は平日のみ週3日以内とし、活動時間は90分以内とする。

実施にあたっては、以下の点を徹底すること。

- ・ 部活動に参加する生徒は、大会に出場する登録選手など、最小限の生徒に限る。
- ・ 部活動の参加にあたっては、必要最小限の活動であることや、感染防止対策について、生徒や保護者に十分説明し、同意を得たうえで、自主的な参加とする。
- ・ 少しでも体調に違和感がある場合や、同居の家族に発熱等風邪症状がみられる場合は参加を控える。
- ・ 登校後、顧問は参加する生徒の検温、体調チェックを行う。
- ・ 運動時を除き、原則マスクを着用する。
- ・ 部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合には、一斉に利用することは避け、短時間の利用とし、会話を控える。
- ・ 大きな発声、激しい呼気を伴う活動などについては、身体的距離の確保など、特に徹底する。

- ・ 登下校時には、不要な寄り道をしない。
- ・ その他、令和3年3月29日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の「10 部活動」を特に徹底のうえ実施する。

(4) 児童生徒一人ひとりに寄り添った対応

- ① 特別支援学校において、自宅等で一人で過ごせない児童生徒の居場所の確保については、十分に留意して対応する。
- ② 在宅学習の期間が長くなったことによる不安を抱える児童生徒に対しては、必要に応じて個別面談やカウンセリングなどの対応をきめ細やかに行う。

事務担当

| | | | |
|---------|---------|-------|------------------|
| 高校教育課 | 課長補佐兼班長 | 西川 俊朗 | TEL：059-224-3002 |
| 特別支援教育課 | 課長補佐兼班長 | 加藤 謙司 | TEL：059-224-2961 |
| 保健体育課 | 課長補佐兼班長 | 横山 勝規 | TEL：059-224-2973 |